

議案第 6 3 号

渋川市たちばなの郷城山条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市たちばなの郷城山条例の一部を改正する条例

渋川市たちばなの郷城山条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 2 条関係）

1 宿泊利用料金

利用者区分	宿泊料（1泊2食付）		
	Aコース	Bコース	Cコース
65歳以上	6,280円	7,330円	8,370円
大人（中学生以上）	7,330円	8,370円	9,410円
小学校児童	5,960円	7,010円	8,060円
幼児（3歳以上）	1,030円 +実費	1,030円 +実費	1,030円 +実費

2 加算料金

区分	休日前料金	GW・盆・年末年始	1室2名以下の利用
65歳以上	1,030円	2,080円	1,030円
大人（中学生以上）	1,030円	2,080円	1,030円
小学校児童	520円	1,030円	520円
幼児（3歳以上）	520円	1,030円	520円

### 3 休憩料金

区分	料金	食事料
65歳以上	510円	実費
大人（中学生以上）	510円	実費
小学校児童	300円	実費
幼児（3歳以上）	無料	実費

備考 この表に定める休憩料金には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税を含む。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の渋川市たちばなの郷城山条例第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日から施行日にかけての宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。

#### 理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市たちばなの郷城山条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
1 宿泊利用料金				1 宿泊利用料金			
利用区分		宿泊料（1泊2食付）		利用区分		宿泊料（1泊2食付）	
利用者区分	Aコース	Bコース	Cコース	利用者区分	Aコース	Bコース	Cコース
65歳以上	<u>6,280円</u>	<u>7,330円</u>	<u>8,370円</u>	65歳以上	<u>6,170円</u>	<u>7,200円</u>	<u>8,220円</u>
大人（中学生以上）	<u>7,330円</u>	<u>8,370円</u>	<u>9,410円</u>	大人（中学生以上）	<u>7,200円</u>	<u>8,220円</u>	<u>9,250円</u>
小学校児童	<u>5,960円</u>	<u>7,010円</u>	<u>8,060円</u>	小学校児童	<u>5,860円</u>	<u>6,890円</u>	<u>7,920円</u>
幼児（3歳以上）	<u>1,030円</u> + 実費	<u>1,030円</u> + 実費	<u>1,030円</u> + 実費	幼児（3歳以上）	<u>1,020円</u> + 実費	<u>1,020円</u> + 実費	<u>1,020円</u> + 実費
2 加算料金				2 加算料金			
区分	休日前料金	GW・盆・年末 年始	1室2名以下 の利用	区分	休日前料金	GW・盆・年末 年始	1室2名以下 の利用
65歳以上	<u>1,030円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,030円</u>	65歳以上	<u>1,020円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,020円</u>
大人（中学生以上）	<u>1,030円</u>	<u>2,080円</u>	<u>1,030円</u>	大人（中学生以上）	<u>1,020円</u>	<u>2,050円</u>	<u>1,020円</u>
小学校児童	<u>520円</u>	<u>1,030円</u>	<u>520円</u>	小学校児童	<u>510円</u>	<u>1,020円</u>	<u>510円</u>
幼児（3歳以上）	<u>520円</u>	<u>1,030円</u>	<u>520円</u>	幼児（3歳以上）	<u>510円</u>	<u>1,020円</u>	<u>510円</u>
3 休憩料金				3 休憩料金			

区分	料金	食事料
65歳以上	510円	実費
大人（中学生以上）	510円	実費
小学校児童	300円	実費
幼児（3歳以上）	無料	実費

備考 この表に定める休憩料金には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税を含む。

区分	料金	食事料
65歳以上	510円	実費
大人（中学生以上）	510円	実費
小学校児童	300円	実費
幼児（3歳以上）	無料	実費

・この表に定める休憩料金には、渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）の規定により課される入湯税を含む。